

過重労働による健康障害の民事賠償判例における健康診断所見と産業医等の関与

内海和久

小倉ターミナルビル

目的

過重労働による健康障害の民事賠償判例において、近年、健康診断の結果およびそれに伴う産業医等の対応が裁判の過程で関与している判例を認める。そこで、それらについて、過重労働による健康障害の3大疾患である脳血管障害、心疾患、自殺に分けて調査し、各判例における健康情報や産業医の関与について記述した基礎資料を作成すること、および、それらを基にした産業医による過重労働者への関与のあり方について考察することを目的とした。

方法

「労働判例」誌に掲載された過重労働による健康障害の民事賠償判例のうち、健康診断の結果およびそれに伴う産業医等の対応が裁判経過において関わっていた判例、および、社会的に大きく取り上げられた判例のうち「判例時報」その他の判例集に掲載されたものについて、原文を入手した。

脳血管障害7件、心疾患7件、自殺8件に分けて、事件名、裁判所、判決日、健康診断結果と産業医の関与について記し、重要と思われるものは、過失相殺、基礎疾患、既往症、生活習慣、保健行動、受診や治療、健康診断結果、産業医の指導などについても記載した。

結果

これらの判例からは、労働者の健康診断に係わった産業医又は医師から、使用者に対する就業上の措置に関する個別的な意見や勧告等がほとんど実施されていない傾向を認めた。自殺については、そもそも医師（主治医、専門医、産業医）が関与していない事例が脳・心臓疾患の例に比べて多い傾向を認めた。しかし、産業医が適切な意見を述べていなかったことが、使用者側の責任にはそれほど影響していなかった。

考察

自殺については、精神的な脆弱性や素因の存在が過失相殺の対象となりやすい傾向があると考えられ、脳・心臓疾患例のように、基礎疾患の増悪という考え方が少ないと考えられた。

表1 過重労働による脳血管障害の民事賠償判例における健診結果と産業医等の関与

事件名／病名等	判決	健康診断時の所見	産業医又は主治医の関与	コメント
川西港運事件／ 脳内出血	神戸地裁 昭58.10.21	高血圧症	健康診断時の血圧は、最高186～210、最低115～120。嘱託医は上記健康診断の結果を、会社へは通知していた。ただし、数値、症状のみを通知していたのか、或いは業務軽減、配転等の措置についても言及していたのかは不明。	長時間にわたる高密度な労働で発症。飲酒および治療の怠りで過失相殺8割
真備学園事件／ 脳内出血	岡山地裁 平6.12.20	(異常なし) 腎疾患で入院治療中に悪性高血圧症と判断	産業医の選任はしていない。主治医からは、入院治療を勧められたり、若しくは働いても仕事量を6割減とすべき勧告は受けていた。	職務と疾病が共働原因となって発症し治療。主治医による業務軽減勧告を無視。過失相殺3/4
システムコンサルタント事件／ 脳内出血	東京高裁 平11.7.28	高血圧症	産業医は健診結果を会社に送付するのみで、直接従業員に伝えることはなかった。また会社も、健康診断の結果を本人へ知らせ、精密検査を受けるよう述べただけ。 ※産業医が使用者に対して当該労働者の業務軽減の指示をしなかったことは、使用者の業務軽減措置を採るべき義務の有無に影響しない。	長時間且つ精神的緊張の伴う業務が持病を増悪。自己健康配慮欠き過失相殺5割。 【第一審：東京地裁平10.3.19】
長距離トラック運転手事件（南塚運輸事件）／ くも膜下出血	大阪地裁 堺支部 平13.3.19	(異常なし) 先天的脳動脈瘤	平常時や健康診断時の血圧値よりも、自動車運転中の方が血圧値は上昇する。	高血圧症は罹患に関係なし。自動車運転者には仮眠休憩など配慮が必要。先天性素因は関係なし。
ガス溶接工事件（榎並工務店事件）／ 脳梗塞	大阪高裁 平15.5.29	心房細動	産業医の選任はしていない。また、医師の意見聴取もしていない。	健康保持は使用者の第一次的責任だが労働者自身も日々の健康保持が必要。過失相殺4割。心房細動が劣悪作業環境と年齢等に関係。
線路工事現場監督事件／ 脳梗塞	和歌山地裁 平14.12.10	高血圧症 高脂血症	主治医から禁酒、禁煙、食事療法を行ったり、治療を受けることを指示されていた。	軽症だが高血圧症、高脂血症があり、不規則勤務、夜勤が影響。飲酒喫煙止めず過失相殺7割
三菱電機事件／ くも膜下出血 【原告敗訴】	東京高裁 平12.7.19	高血圧症	産業医は、当該労働者が高血圧症の状況にあることを伝え、節煙、節酒などをして適切な健康管理をするよう指導すべき義務があるが、労働者の私病を自らが治療（投薬指示等）する役割を負うものではない。	高血圧症であるが特段の過重労働はない。純然たる私病。一次的自己管理は労働者の義務。 【第一審：静岡地裁平11.11.25、 同旨の判断】

表2 過重労働による心疾患の民事賠償判例における健診結果と産業医等の関与

事件名／病名等	判決	健康診断時の所見	産業医又は主治医の関与	産業医又は主治医の関与
伊勢市消防局事件／不整脈	津地裁 平4.9.24	労作性狭心症	健康診断の間診では、狭心症で通院の旨の話もなく、また健診担当医にも当該診断書等の書類が見せられたり、情報が伝えられたりしたことはなかった。	疾患を有する者には、公務上危険にさらされないよう配慮する。本人申出なしは過失相殺3割。
石川島興業事件／交通事故後の急性心不全	大阪高裁 平8.11.28		主治医、産業医の関与なし 【第一審：神戸地裁姫路支部、平7.7.31疲労のみで病院へ行くのは稀れである】	交通事故から職場復帰した者に対し、作業時間や量の制限などを怠った。本人自己管理は肯定
運輸・配送運転手事件（西原事件）／急性心筋梗塞	大阪地裁 平13.2.19	（異常なし） 冠動脈硬化	主治医、産業医の関与なし。発症1ヶ月前に、めまい、不整脈を訴えて病院受診	従前業務の過重労働による身体的疲労と、新業務によるストレスが影響。自己管理の不備で2割減。
南大阪マイホームサービス事件（草野事件）／拡張型心筋症	大阪地裁堺支部 平15.4.4	左心室肥大、下壁梗塞、要治療	健診担当医から左心室肥大、下壁梗塞により、心電図要治療の診断がなされたが、就労に関する意見は出されなかった。産業医も会社の従業員への保健指導をしているが、個別なものを行っていない。また会社も上記両名に意見を求めることはしなかった。ただし、主治医（健診機関医師）は、拡張型心筋症の可能性が強いと診断、うっ血性心不全、不整脈の突然死の可能性を指摘、治療と生活改善を指導していた。	過重労働による疲労、ストレス等、身体的精神的負荷軽減なし。本人も基礎疾患を放置し5割減。
廣瀬事件／虚血性心疾患（推定）	大阪地裁 平16.8.30		主治医、産業医の関与なし。健康状態は何ら問題なかった。	過重労働の心身への悪影響は周知の事実で被告に予見性なしはいえない。本人も疲労放置し2割減。
住友林業事件／急性心筋梗塞【原告敗訴】	名古屋地裁 昭56.9.30		本人には冠動脈硬化症ひいては急性心筋梗塞にかかる素因を有していたことは明らかである。しかし、本人の過信で医師への受診や健康診断の受診を怠っていた。	本人が発症素因を有していたとしても本人や家族すら予見できないものに会社の予見義務違反は主張できない。健康過信から健診受診を怠った責任は本人が負う。労働者の健康一般につき無制限の配慮義務が使用者にあるのではない。
関西医科大学研修医事件／急性心筋梗塞	大阪地裁 平14.2.25		突然死（過労が心臓機能を急激に増悪）	過重な研修から強度な精神・肉体的負荷により心臓機能を急激に増悪させ、健康管理についての注意を払わなかった。自発的診療は不可能。

表3 過重労働による精神障害の民事賠償判例における健診所見と産業医等の関与

事件名／病名等	判決	健康診断時の所見	産業医又は主治医の関与	産業医又は主治医の関与
川崎製鉄（水島製鉄所）事件／自殺	岡山地裁 倉敷支部 平10.2.23	（異常なし）	本人が受診していた病院（会社と経営主体が同じ）と、健診・メンタルヘルスを担う健康管理センターは別であり、産業医は同センター所属であり、病院を受診した社員の診断内容は当然には産業医には伝わらない。但し、各人の産業医への任意の相談は可能（社員はいつでも健康管理センターを利用できる）	常軌を逸した長時間労働は心身の疲弊からうつ病を招き、結果として自殺の危険性のあることは通常人にも予見可能。本人は労働時間管理も可能であるが、自己判断で受診中断、妻も夫の症状改善に対応なし。過失相殺5割。
協成建設工業事件／自殺	札幌地裁 平10.7.16	肥満（注意） 肝機能軽度異常		工期の遅れ工事量の減少に責任を感じ、時間外勤務激増で心身とも極度の疲労し発作的に自殺したのは、過剰な時間外・休日労働により心身に不調をきたさないよう注意する義務の違反。
東加古川幼稚園事件／自殺	最高裁 平12.6.27	（退職後）		3ヶ月ストレス持続しうつ状態。本人の日常業務そのものが過重かつ経験浅い本人に重責が関係。自殺に至ったのは本人の性格や素因もあり過失相殺8割。
電通事件／自殺	最高裁 平12.3.24		健康管理室を設けるも、本人の利用なし（活用されなかった）。	長時間労働の継続で疲労や心理的負荷が過度に蓄積すれば心身の健康を損なう。労基法や安衛法の規定は、労働者が心身の健康を損なわないため使用者の注意義務。使用者が労働者本人の健康状態悪化を知りながら、その負担を軽減せず、不法行為上の注意義務違反。
オタフクソース事件／自殺	広島地裁 平12.5.18	（異常なし）	自殺の約1ヶ月前に脱水症状で受診。（主訴：悪心、倦怠感、食欲不振、診断：胃炎、脱水症）	物的に劣悪で人的に心的負担ある作業環境での長時間労働で心身を故障。環境改善や医師への治療、家族への状況調査等特段の配慮もせず、安全配慮義務違反とし業務との因果関係を肯定
みくまの農協（新宮農協）事件／自殺	和歌山地裁 平14.2.19			災害対処に思い悩んで精神疾患を患った。台風被害の復旧の悩みと本来業務の併用による疲労、心理的負荷による本人の変調を認識しうる可能性を有していたのに、何ら措置を採らなかったことは安全配慮義務違反及び不法行為上の過失を肯定。家族の過失7割。
三洋電機サービス事件／自殺	東京高裁 平14.7.23			本件業務は特別に過重でないが、本人には精神的負担。通常は考え難い上司への態度等、医師の治療によらなければ回復不可能な状態で、勤務の継続がより深刻な事態となることは予見できたはず。本人の自殺未遂により一層の予見が可能であったのに、休養等の措置を採らなかったのは、会社の安全配慮義務違反。家族の過失8割。